

安全・安心な再生可能エネルギーの導入を目指して 「小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」を制定しました

平成29年12月に、「稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」が制定されました。

この条例は、小型風力発電設備等を設置、運用する際の基準を設けたもので、再生可能エネルギーの導入拡大を図りながらも、市民の皆さんの安全・安心の確保や、生活環境の保全を行っていくことを目的とした条例です。
※条文はホームページに掲載しています



なぜこの条例が必要なの？

本市は「環境都市」として、これまで再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりました。

「特定風力集中整備地区」に指定された本市には、現在、複数の大型風力発電設備が稼働しています。

設備が稼働しています。近年、手続きが容易で、全国的に導入が加速化している小型風力発電設備ですが、本市においても、その計画についての問い合わせなどが増えています。

本条例は、本市における小型風力発電設備等の設置及び運用に関して必要な基準を定めることにより、事故等の発生を防止し、市民の安全と安心、地域の安全の確保並びに生活環境の保全を図りながら、再生可能エネルギーの導入拡大を図っていくことを目的に制定しました。

条例にはどんなことが定められているの？

本条例には、小型風力発電設備が設置できる場所や事業者等が運用にあたって守らなければならない基準などが規定されています。

また、事業計画時に近隣住民等への事前説明を行う義務や、法令に違反している場合に市が実態調査を行い助言・指導、勧告や命令ができることなどを規定しています。

▼対象となる設備

受風面積が200㎡未満で、出力が20kW未満の風力発電設備すべてが対象となります。

▼対象となる事業者

発電事業を行う者（小型風力発電設備等の設置又は維持のみを行う者を含む。）のほか、発電事業を行おうとする者を含みます。

▼設置及び運用にあたって遵守すべき基準及び配慮すべき事項

本条例では、小型風力発電設備等から発生する騒音や、低周波音に関する基準のほか、風車の羽根の回転によって地上に明暗が発生する「シャドウフリッカー」を含めた日影対策や電波障害が発生しないための

の対策の義務、また、動植物や景観、照明器具等の設置に伴う光害の防止、文化財保護に対する配慮等を規定しています。

▼事前説明の義務

事業者等は、小型風力発電設備等の設置を計画した段階で、規定する区域内の近隣住民等、土地所有者等、関係公的機関や関係団体に対して事業の説明を行い、事業計画に対する疑問や不安を可能な限り解消するよう努めなければなりません。

▼市が実態調査等を実施する場合があります

小型風力発電設備等の設置及び運用にあたって、市民の方から情報提供があったときや、小型風力発電設備等が不適切な状態になるおそれがあるときは、市が実態調査を行うことがあります。

▼事業の安全な運用のため

保守点検の実施や事業終了後の設備の撤去のほか、

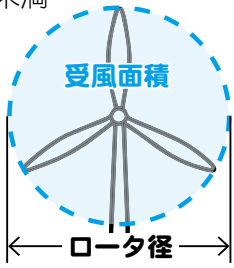
小型風力発電設備等が不適切な状態にあると認められる場合は、指導・助言、

事故防止のため、標識や柵等を設置することなど、安全性の確保を十分に図るとともに、適切な情報提供に努めることを事業者等の義務として規定しています。

「小型風力発電設備等」って？

「小型風力発電設備等」とは、電気事業法で定められている発電出力が20kW未満の風力発電設備です。

また、JIS規格ではロータの受風面積が200㎡未満と定められています。



【本条例での定義】

(本条例の対象となる設備)

	受風面積	発電出力
小型風力発電設備	25㎡以上 200㎡以下	5kW以上 20kW未満
マイクロ風力発電設備	25㎡未満	5kW未満

※その構造が自立していない、他の建築物や構造物等と一体になっているもので、発電した電力を自ら消費する設備は本条例から除くものとしています。

小型風力発電設備が設置できる場所

小型風力発電設備を設置するときは、住宅等（※1）から100メートル以上、マイクロ風力発電設備を設置するときは、50メートル以上の距離を確保しなければなりません。（※2）

※1 「住宅等」とは住宅及び事業所（事業者等が自ら所有するこれらのものを除く。）並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等をいいます。

※2 マイクロ風力発電設備については、書面により、風車を支持する工作物の中心から100メートル以内の区域に居住する方並びに事業所及び学校等の管理者の同意が得られた場合は、この限りではありません。

条文はホームページに掲載しています／

<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/kogatafuryokujuyourei.html>

問い合わせ／

市環境エネルギー課環境政策グループ

☎ 23・6386

▼ご自宅や周辺の設備について

ご自宅や自身所有の土地に小型風力発電設備等の設置を検討されている方は、関係法令のほか、本条例の遵守が求められます。

また、小型風力発電設備等の設置のため、土地等の貸し与えや売却予定の方も設置場所について、住宅等からの離隔距離が定められていますので、条例内容をご確認ください。

なお、条文はホームページに掲載していますが、ご覧いただけない環境で、条文を必要とされる方、また本条例について不明な点などは問い合わせください。